

南砺市商工会の会員メリット

技能講習等受講支援事業

👉 事業内容

会員事業所（建設業・製造業）の技能講習等の受講を促進し、技能習得や生産性向上、安全な職場づくり等における経営力向上の支援を目的とします。

会員事業所の受講料の一部を支援する

助成事業です。

👉 支援対象

南砺市商工会員（建設業部会・工業部会）

就労場所が南砺市内である受講者を対象とします

👉 支援内容

1 講習の受講につき **5,000円**

但し、他の助成制度を受給している場合は、その助成額を差引いた額の範囲内で助成します。

1 事業所における助成限度額は3万円(年間)

(例) 従業員 2 名が受講料 5 千円以上の講習を受講した場合
5,000 円 × 2 名 = 助成金 10,000 円

(例) 従業員 1 名が受講料 5 千円以上の講習を 2 つ受講した場合
5,000 円 × 2 講習 = 助成金 10,000 円

◇従業員 50 人以上の製造業者及び従業員 30 人以上の建設業者は一事業所における助成限度額を 4 万円とします。

◇**除雪オペレーター育成枠【平成 29 年度新設】**

建設業者の従業員等が除雪業務に従事可能となる「①大型特殊免許講習」及び「②車両系建設機械運転車講習」を受講した場合は、1 講習における助成限度額は以下の通りです。

<助成額の引上げ条件>

◇従業員が同一年度(4月1日～3月31日)で上記 2 講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **4 万円**

◇一つの講習を受講済の従業員が、もう一つの講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **2 万円**

※本助成枠は 1 企業における助成限度額と別枠として取扱います。

※同一年度内において 1 企業 1 名までとします。

👉 対象となる講習等

富山県労働基準協会、建設労働災害防止協会の技能講習・特別教育、安全衛生講習が対象となります。また、生産性向上や安全な職場づくり等、本事業の目的に沿った講習であれば、民間教育機関における受講も対象となります。

支援実績(活用された講習等)

- ◆玉掛け技能講習
- ◆クレーン運転業務特別教育
- ◆高所作業者運転技能講習
- ◆フォークリフト運転技能講習
- ◆足場の組立て作業主任講習
- ◆2級土木施行管理技士講習
- ◆解体工事施行技術講習
- ◆アーク溶接等業務特別教育
- ◆車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- ◆自由研削といし取替試運転特別教育
- ◆プレス機械作業主任技能講習
- ◆鉛作業主任者技能講習
- ◆粉じん作業特別教育
- ◆貯水槽清掃作業監督者講習
- ◆刈払機取扱作業教育
- ◆職長・安全衛生責任者教育
- ◆危険予知訓練研修会
- ◆リスクアセスメント担当者研修



👉 申請方法

技能講習等支援事業助成金申請書(裏面)を商工会の下記事務所へご提出下さい。

<申請に必要な書類>

- ◇受講を証明する書類(受講申込書等(写))
- ◇受講料を証明する書類(領収書等(写))

<申請書のダウンロード>

商工会HPよりダウンロード出来ます。

[南砺市商工会](#)で検索

[トップページ](#)(データ様式ダウンロード)より

👉 チェック 南砺市スキルアップ支援事業

本事業活用後の負担額が対象となる市の支援事業です。併せてご活用下さい。

上限額 1 万円(対象者 1 名につき) 補助率 1/2

主催 南 砺 市 商 工 会

<申請・お問合先は下記事務所まで>

【建設業部会事務局】城端事務所内 TEL 62-2163 FAX 62-3953

【工業部会事務局】福野事務所内 TEL 22-2536 FAX 22-4317